




平成31年1月29日

精華町長 木村 要 様

精華町特別職報酬等審議会

会 長 武 蔵 勝 

答 申 書

平成30年11月29日付、30精総第283号により諮問のあった「精華町町長、副町長及び教育長の給与の額について」について、平成30年12月18日に審議会を開催し慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1. 答申の基本的な考え方

町長、副町長及び教育長の減額前の給料額については、近隣市町や精華町の人口や産業規模が類似する自治体の支給額から比較しても適正な給料額と判断する。

しかしながら、町長、副町長及び教育長の給与については、一般職の職員の給与の減額措置に端を発し、平成15年4月1日からこれまでの16年間、給与減額の特例条例を制定し、町長の給与については、5%から20%（平成30年度は10%）、副町長、教育長の給与については5%から7%（平成30年度は7%）、3役併せて、年間約200万円（平成30年度：約230万円、16年間で総額約3,400万円）の減額措置が継続されてきた。

この間、本町の一般職の職員の給与については、官民の給与の格差を是正する人事院の給与勧告に基づく国家公務員の給与に準じ給与改正する中で、平成15年度以降もマイナス勧告が続くこととなるが、平成26年度以降、景気の回復が主な要因とみられる民間企業の賃金上昇を受け、今年度を含む5年連続でプラス勧告の結果となり、中でも一時金の支給月数については、減額の特例条例の施行当初の平成15年度の状況までに回復している。

一方、直近の平成29年度の決算の状況から、本町の状況については、人口はここ数年37,500人前後で高止まり傾向であるが、実質債務残高については、平成15年度の約315億円から約187億円となり着実に減少する中で、町の税収が約56億円に対し、職員等の人件費や福祉関連の給付に係る扶助費、公債費といった義務的経費が約64億円で、中でも近年の扶

助費の伸びが著しく、財政的には、いまだ楽観視できないものの、学研都市を活用した企業誘致により数年後には法人町民税や固定資産税等の税収増が予想される。

以上のことから、これまで実施してきた減額の特例条例については、継続する必要がないと判断する。

ただし、木村町政を推進する中での報酬減額に対する木村町長の強い思いを理解し、減額の特例条例については、現町長の任期の末日まで継続するものとする。

2. 答申内容

ア. 精華町町長、副町長及び教育長の給与の額について

精華町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例第3条に規定する額及び精華町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第3条に規定する額について、現行額が適正と判断する。

町長 825,000円

副町長 705,000円

教育長 654,000円

イ. 精華町町長、副町長及び教育長の給与の額の特例について

町長については、精華町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例第3条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とし、副町長については、同条例に規定する額から当該額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とする。

また、教育長については、精華町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第3条に規定する額から当該額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とする。

ただし、手当（地域手当（期末手当の額の算出の基礎となるものを除く。）を除く。）の額の算出の基礎となる給料の月額は、減額前の額とする。

ウ. 特例の実施期間

平成31年4月1日から平成31年10月23日の間

以上